

## 平成 24 年就業構造基本調査の概要

### 1 調査の目的

就業構造基本調査は、就業・不就業の実態を種々の観点から捉え、我が国の就業構造を全国だけでなく、地域別にも詳細に明らかにし、国や都道府県における雇用政策、経済政策などの各種行政施策立案の基礎資料を得ることや学術研究のための利用に資することなどを目的としている。

この調査は、昭和 31 年（1956 年）の第 1 回調査以来ほぼ 3 年ごとに実施してきたが、57 年（1982 年）以降は 5 年ごとに実施しており、今回の調査は 16 回目に当たる。

### 2 調査の法的根拠

就業構造基本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（就業構造基本統計を作成するための調査）として、就業構造基本調査規則（昭和 57 年総理府令第 25 号）に基づき実施した。

### 3 調査の期日

平成 24 年 10 月 1 日

### 4 調査の対象

平成 22 年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する約 3 万 2 千調査区において調査を行い、指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（一つの世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約 47 万世帯の 15 歳以上の世帯員約 100 万人を対象とした。

本市においては、2 万 5392 調査区の中から抽出された 330 調査区に居住する世帯の中からさらに選定された約 5000 世帯の世帯が対象となった。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除いた。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
- イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者

### 5 調査の事項

調査は、15 歳以上の世帯員に関する事項及び世帯に関する事項から成っており、次の事項を調査した。

(1) 15 歳以上の世帯員に関する事項

ア 全員について

(ア) 基本事項について

氏名，男女の別，配偶者の有無，世帯主との続き柄，出生の年月，就学状況・卒業時期，学校の種類，居住開始時期，転居の理由，転居前の居住地，収入の種類，ふだんの就業・不就業状態

(イ) 訓練・自己啓発について

職業訓練・自己啓発の有無，職業訓練・自己啓発の種類

(ロ) 育児・介護の状況について

育児の有無，育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類，介護の有無，介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類

(ハ) 東日本大震災の仕事への影響について

震災による仕事への影響の有無，避難の有無，現在の避難の状況，震災時の居住地

イ 有業者について

(ア) 主な仕事について

従業上の地位・勤め先での呼称，起業の有無，雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間，雇用契約の更新の有無・回数，勤め先の経営組織，勤め先の名称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，企業全体の従業者数，年間就業日数，就業の規則性，週間就業時間，年間収入，就業開始の時期，転職又は追加就業等の希望の有無，転職希望の理由，希望する仕事の形態，求職活動の有無，就業時間延長等の希望の有無，1年前の就業・不就業状態，前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位，勤め先の事業の内容

(ロ) 前職について

離職の時期，就業継続年月，離職の理由，従業上の地位・勤め先での呼称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，現職又は前職と初職との関係，初職の就業開始の時期，初職の従業上の地位・勤め先での呼称

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無，就業希望の理由，希望する仕事の種類，希望する仕事の形態，求職活動の有無，非求職の理由，求職期間，就業希望時期，就業非希望の理由，1年前の就業・不就業状態，就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期，就業継続年月，離職の理由，従業上の地位・勤め先での呼称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，現職又は前職と初職との関係，初職の就業開始の時期，初職の従業上の地位・勤め先での呼称

## (2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員，世帯全体の年間収入，15歳以上世帯人員

## 6 調査の方法

### (1) 調査の流れ

調査は次の流れで行った。

総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計指導員－統計調査員－調査世帯

### (2) 調査の実施

ア 調査員が調査世帯ごとに調査票を配布・収集し，質問することにより行った。

イ 調査票は，世帯員に関する事項は世帯員各人が記入し，世帯に関する事項は世帯主が記入した。なお，一部の調査地域においては，インターネットによる回答も可能とした。

## 7 結果の推定方法

結果数値は，線形推定を行った上で，平成24年10月1日現在の都道府県，男女，年齢階級，単身・非単身別の人口を基準人口とする比推定によった。

## 8 集計及び結果の公表

集計は，独立行政法人統計センターで行った。

## 用語の解説

### 個人の属性に関する事項

#### 1 年齢

平成 24 年 9 月 30 日現在における満年齢である。

#### 2 配偶関係

配偶関係は、戸籍上の届出の有無に関係なく、現在、妻又は夫のある者を配偶者ありとなっている。

#### 3 教育

調査日（平成 24 年 10 月 1 日）現在、学校に在学しているか否かによって、「卒業」、「在学中」、「在学したことがない」の 3 つに区分され、さらに、「卒業」及び「在学中」については、それぞれ「小学・中学」、「高校・旧制中」、「専門学校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の 5 つに区分されている。

また、上記の各学校と入学資格や在学年数が同等でこれらの卒業に相当する資格が得られるものについては、それぞれ該当する区分に含められている。

なお、専修学校・各種学校については、次のように区分されている。

専修学校・各種学校	集計区分
専修学校専門課程（専門学校）	
新高卒を入学資格とする修業年限 1 年以上 2 年未満のもの	高校・旧制中
新高卒を入学資格とする修業年限 2 年以上 4 年未満のもの	専門学校
新高卒を入学資格とする修業年限 4 年以上のもの <sup>(注)</sup>	大学
専修学校高等課程（高等専修学校）	
中学卒を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの	高校・旧制中
各種学校	
新高卒を入学資格とする修業年限 2 年以上のもの	短大・高専
中学卒を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの	高校・旧制中

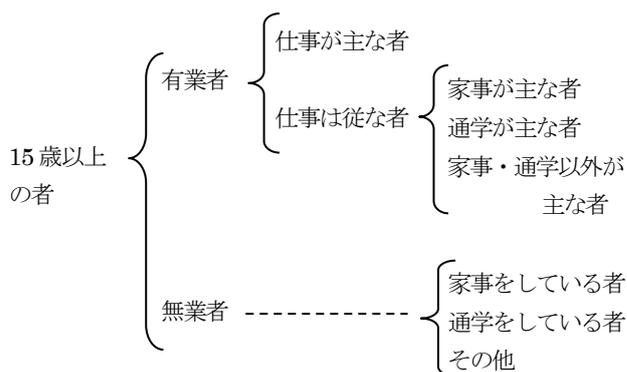
(注) 平成 18 年までの卒業者は「専門学校」とする。

なお、15 歳以上の未就業者については、教育の区分には含めず、総数にのみ含む。

### 就業に関する事項

#### 4 就業状態

15 歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分されている。



#### 【就業状態のとらえ方】

国勢調査や労働力調査が月末 1 週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

**有業者**…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成 24 年 10 月 1 日）以降もしていくこととなっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。

なお、家族が自営業に従事した場合は、その家族が無休であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

また、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1 年間に 30 日以上仕事をしている場合を、有業者としている。

**無業者**…ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。

#### 5 従業上の地位・雇用形態

有業者を次のように区分されている。

**自営業主**…個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述者、家政婦など自分で事業を営んでいる者。

**家族従業者**…自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者。

**雇用者**…会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者。

**会社などの役員**…会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者。

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先の呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分されている。

なお、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

**正規の職員・従業員**…一般職員又は正社員などと呼ばれている者。

**パート**…就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。

**アルバイト**…就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

**労働者派遣事業所の派遣社員**…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく派遣労働事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者。

ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

- ・港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務
- ・デパートの派遣店員など
- ・民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向。

**契約社員**…専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者。

**嘱託**…労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

**その他**…上記以外の呼称の場合。

## 6 産業

産業は就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定められている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを用いられている。

## 7 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定められている。

職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを用いられている。

## 8 就業規則性及び週間就業時間

年間就業日数が200日未満の者について、就業の規則性に基づき、次の3つに区分されている。

**規則的就業**…毎日ではないが、おおむね規則的に仕事をしている場合。

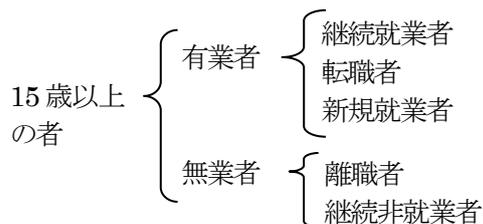
**季節的就業**…農繁期や盛漁期など特定の季節だけ仕事している場合。

**不規則的就業**…仕事があるとき、又は仕事が忙しいときのみ仕事をしている場合。

また、200日以上就業者及び200日未満就業者のうち規則的就业者について、週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間をいう。

## 9 就業異動

過去1年以内の就業異動により、15歳以上の者を次のように区分されている。



**継続就業者**…1年前も現在と同じ勤め先（企業）で就業していた者。

**転職者**…1年前の勤め先（企業）と現在の勤め先が異なる者。

**新規就業者**…1年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事に就いた者。

**離職者**…1年前には仕事をしていたが、その仕事を辞めて、現在は仕事をしていない者

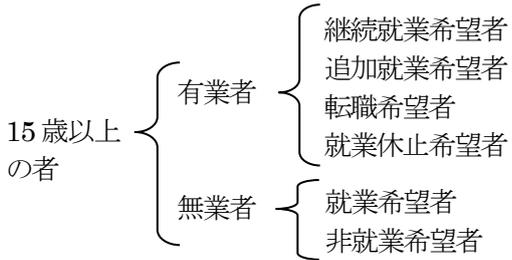
**継続非就業者**…1年前も現在も仕事をしていない者

また、就業異動の履歴により、15歳以上の者を次のように区分した。

- 入職就業者…前職がない有業者
- 転職就業者…前職がある有業者
- 離職非就業者…前職がある無業者
- 就業未経験者…前職がない無業者

## 10 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。



**継続就業希望者**…現在就いている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者。

**追加就業希望者**…現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者。

**転職希望者**…現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者。

**就業休止希望者**…現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者。

**就業希望者**…何か収入になる仕事をしたいと思っている者。

**非就業希望者**…仕事をする意思のない者。

## 11 職業訓練・自己啓発

過去1年間(平成23年10月1日以降)に行った、仕事に役立てるための訓練や自己啓発をいう。

**勤め先での研修**…勤め先(又は勤め先に関係が深い機関、例えば、親会社、子会社、勤め先に関係する研修機関など)が直接企画する研修をいう。研修場所が勤め先以外の研修施設などで行われるものも含める。

**大学・大学院の講座の受講**…大学や大学院の講座の受講をいう。

**専修学校・各種学校の講座の受講**…専修学校・各種学校(例えば、英会話学校)の講座の受講をいう。

**公共職業能力開発施設の講座の受講**…職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、生涯職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校など公共の職業能力開発施設の講座の受講をいう。

**講習会・セミナーの傍聴**…講習会・セミナーなどの傍聴をいう。

**勉強会・研修会への参加**…勤め先内、勤め先外を問わず勉強会・研究会への参加をいう。(自発的な有志の勉強会は含まない。)

**通信教育の受講**…通信教育の受講をいう。(高校・大学などの教育課程のものは含まない。)

**自学・自習**…他人から教わらずに、自分一人で学習することをいう。勤め先の指示により仕事を覚えるために、独自に学習する場合も含める。

**その他**…いずれにも当てはまらない場合で、例えば、個人教授の先生に教わる場合や自発的な有志の勉強会などをいう。

**うちの公的助成のあったもの**…国又は地方公共団体などの公的機関から助成を受けて、自発的に行ったものをいう。